



三好医院

倉吉市河原町一八〇九

”

鳥取県告示第九百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
川 根 保	鳥葉第七六七号	平成二年十一月二十六日
小 泉 裕 子	鳥葉第七六八号	平成二年十一月二十八日

鳥取県告示第九百九十七号

淀江町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）今津地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と

決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

淀江町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）本宮地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、八束町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業新興寺地区農道整備）を平成二年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
溝口町	土地改良総合整備事業（小規模排水）福永地区区画整理	昭和六十三年三月二十日
"	団体管は場整備事業荘地区ほ場整備	昭和五十五年三月二十日
"	農村基盤総合整備事業福岡（畦高）地区ほ場整備	昭和六十一年三月二十日
"	福岡（飛子原）地区区画整理	"
"	旭（福吉）地区ほ場整備	昭和六十年三月二十日
"	農林業同和对策事業一部地区ほ場整備	昭和五十五年三月二十日
"	原手地区ほ場整備	昭和五十六年六月三十日
"	中島地区ほ場整備	昭和五十七年六月三十日
"	二部下地区ほ場整備	"
"	山根田地区ほ場整備	"

農林業地域改善対策事業山中尻地区は場整備	昭和五十八年三月二十日
北谷尻地区区画整理	平成元年三月三十一日
第三期山村振興農林漁業対策事業福岡地区区画整理	昭和六十二年三月二十日

鳥取県告示第千一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年十二月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 ○鳥取市東町一丁目二二 鳥取県知事 西尾邑次	道路の位置の指定場所 米子市旗ヶ崎二〇〇三 並びに旗ヶ崎二丁目一 一四四、一四四、一 一四七、一四七一五 から一四七一七まで、	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 一〇・八～一一・〇 延長 九八七・三
---	--	---

一四八―八及び一二三 三一七並びに一四七― 一六地先水路並びに一 三三―五、一三三―六、 一四七―一五から一四 七―一七まで及び一四 八―八地先道路並びに 灘町三丁目一四八―九 から一四八―一三まで、 一四八―一五、一四八 ―一三及び一四八―三 三から一四八―三八ま で
---

鳥取県告示第千二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	平成二年十二月三日	指定番号	五〇〇	住 所	米子市糺町一丁目一八五十二	名 称	株式会社山陰合同銀行米子東支店	売りさばき場所	米子市糺町一丁目一八五十二 株式会社山陰合同銀行米子東支店
-------	-----------	------	-----	-----	---------------	-----	-----------------	---------	----------------------------------

鳥取県告示第千三三三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	平成二年十二月十七日	指定番号	五〇一	住 所	鳥取市弥生町二二三	名 称	株式会社鳥取銀行鳥取本通支店	売りさばき場所	鳥取市弥生町二二三 株式会社鳥取銀行鳥取本通支店
-------	------------	------	-----	-----	-----------	-----	----------------	---------	-----------------------------

鳥取県告示第千四四号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条

第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の住所及び名称	米子市法勝寺町七〇 株式会社山陰合同銀行米子商店街支店	変更事項	変更前 株式会社山陰合同銀行米子東支店	変更後 株式会社山陰合同銀行米子商店街支店	変更年月日	平成二年十二月三日
----------------	--------------------------------	------	------------------------	--------------------------	-------	-----------

鳥取県告示第千五五号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の住所及び名称	鳥取市永楽温泉町一七一 株式会社鳥取銀行本店営業部	変更事項	変更前 鳥取市弥生町三	変更後 鳥取市永楽温泉町一七一	変更年月日	平成二年十二月十七日
----------------	------------------------------	------	----------------	--------------------	-------	------------

### 公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

#### 鳥取県公安委員会規則第三号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の湯所警察官派出所の項中「円護寺」の下に、「北園二丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の雲山警察官派出所の項中「大杓」の下に、「面影一丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市浜坂警察官駐在所の項中

鳥取市浜坂

鳥取市浜坂二丁目

に、「浜坂、江津」を「浜坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、

浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂東一丁目、江津」に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市桂木警察官駐在所の項中「紙子谷」の下に「若葉台南一丁目、若葉台南六丁目、若葉台南七丁目」を加

え、同表の鳥取県郡家警察署の若桜警察官派出所の項中

若桜警察官派出

所を若桜警察官若桜町駐在所に改め、「大字大炊、大字岸野、

大字糸白見、大字根安」を削り、同表の鳥取県郡家警察署の若桜町岩屋堂警察官駐在所の項中「大字須澄」を「大字大炊、大字岸野、大字糸白見、大字根安、大字須澄」に改め、同表の鳥取県米子警察署の旗ヶ崎警察官派出所の項中

米子市旗ヶ崎

米子市旗ヶ崎五丁目

に改め、「花園町、旗ヶ崎」の下に「旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎三丁目、旗ヶ崎四丁目、旗ヶ崎五丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目」を加え、同表の鳥取県米子警察署の皆生警察官派出所の項中「皆生、上福原」を「皆生、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、上福原」に改め、同表の鳥取県米子警察署の米子市陰田町警察官駐在所の項中「大谷町」の下に「錦海町一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目」を加え、同表の鳥取県米子警察署の米子市福万警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県米子警察署の米子市上新警察官駐在所の項中「赤井手」の下に「河岡、福万、石州府、日下」を加え、

同表の鳥取県溝口警察署の岸本町岸本警察官駐在所の項中

岸本町岸本

岸本町吉長

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三年一月一日から施行する。